

同窓会会則（改訂後）

第1条（名称・本部・支部）

本会は、山梨県立甲府西高等学校同窓会と称する。本会はその本部並びに事務局を山梨県立甲府西高等学校内に置く。また、必要に応じて支部を置くことができる。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦と向上を図り、併せて母校や在校生、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。※記載順を変更

- 1 同窓生の親睦事業。
- 2 同窓生の活動紹介及び支援事業。
- 3 同窓会名簿の管理・保守。
- 4 会報の発行。
- 5 母校の教育振興支援事業。
- 6 在校生への奨学金贈呈事業。
- 7 その他本会の目的達成に関して必要と認められた事業。

第4条（組織）

本会は、次の者をもって組織する。

- 1 会員（1）普通会員 一県立山梨県高等女学校・山梨県立高等女学校・山梨県立第一高等女学校・山梨県立甲府高等女学校の本科並びに専修科・実科の卒業生、補修科・専攻科修了生、併設中学校卒業生、山梨県立甲府第二高等学校、山梨県立甲府西高等学校卒業生。
（2）準会員 一本校設立家政研究科修了生及び本校に在籍した者の中の希望者で、2名以上の会員から推薦された者。
- 2 客員 母校の職員及び旧職員。

第5条（会員資格の喪失）

会員が退会したとき、死亡したときはその資格を失うものとする。

第6条（役員）

本会に次の役員をおき任期を2ケ年とする。また再選をさまたげない。ただし定期総会実行委員長については、この限りではない。

- 1 会 長（1名）
- 2 副会長（若干名）

- 3 常任理事（30名以内）
- 4 定期総会実行委員長（1名）
- 5 支部長（各1名）
- 6 回生理事（各回生より若干名を基本とする）
- 7 校内理事（若干名）
- 8 会計監事（2名）
- 9 顧問（若干名）

第7条（役員任務・選出）

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。選出方法は、会長経験者等複数人で組織した会長選考委員会により人選し、常任理事会に諮り、会長候補者とする。常任理事会より推薦された会長候補者は、理事会・総会の承認を受け会長に就任する。
 - 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長から委託された任務を担当する。また会長に事故あるとき、若しくは会長の指名がある時は代行する。選出は、会員の中より会長が推薦し、理事会で可決した上で、総会の承認を得て就任する。
 - 3 常任理事は、会員の中より会長が推薦し、理事会で可決した上で、総会の承認を得て就任する。また、事務局、庶務、企画、会計の各部に所属し、職務を担当する。
 - (1) 事務局 事務局は役員との連絡調整を行い、各種会議の開催を担当し、会員名簿及び各種記録の保守管理等、本会の業務全般の事務処理を担当する。
 - (2) 庶務部 庶務部は議事録の作成、行事全般の記録、欠席役員に対しての連絡、会報の作成、ホームページの運営等を担当する。
 - (3) 企画部 企画部は講演会等、同窓会事業の立案、回生対策等を担当する。
 - (4) 会計部 会計は、一般会計及びその他の会計の金銭管理、事業予算及び終身会費・会費の徴収等を担当する。
- ※上記の事務局、庶務、企画、会計の各長1名、事務局次長**3名**以内、各副部長3名以内を選出する。事務局次長、副部長は、事務局長、部長を補佐し、局長、部長に事故あるときは代行する。
- 4 定期総会実行委員長は、当番回生の中から選出された会員を会長が委嘱し、総会にて報告する。実行委員長は実行委員会を組織し、本会と協力しながら、定期総会開催に関わる、企画・設営・報告等を担当する。
 - 5 支部長は、支部を代表し、支部の会務を統括する。選出は、各支部で選出し、総会で報告する。
 - 6 回生理事は各回生より選出し、会長が委嘱する。各回生を代表して理事会に参加し諸事項を協議するとともに本会と回生との連絡に当たる。
 - 7 校内理事は、母校の職員から校内で選出し、会長が委嘱する。母校と本会との連絡に当たる。

- 8 会計監事は、会員の中より選出し、総会の承認を得て会計監査に当たる。
- 9 顧問は、母校の現職の校長・教頭及び本会の会長であった者とする。また、本会のために特に適当と認められた者は、理事会において推薦し、顧問とする。名誉顧問をおくこともできる。顧問は会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べることができる。

第8条（総会・入会式）

定期総会は、毎年度できるだけ早期に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会に関して必要な事項は別に定める。
新会員入会式は、卒業式の前行う。

第9条（役員会）

会長は、必要に応じて理事会・常任理事会・三役会を招集する。役員会に関して必要な事項は別に定める。

第10条（決議）

- 1 本会の決議は、総会において、出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。但し、緊急やむを得ない場合、常任理事会の決議をもって総会の決議に充てることができる。この場合は、常任理事会の議決権を有する会員の半数以上の出席（委任状含む）を必要とし、その過半数の同意を得て決議しなければならない。加えて次の総会でその決議事項を追認決議することとする。
- 2 理事会及び常任理事会の決議は、議決権を有する出席会員の過半数の同意を得てこれを定める。

第11条（経費）

- 1 本会の経費は、入会金・終身会費並びに寄付金・協賛金をもってこれに充てる。
- 2 会員は、入会の際、入会金、終身会費を納入する。なお入会金、終身会費、寄付金は返金しないものとする。
- 3 各事業に伴う臨時会費は、理事会において決定する。

第12条（会計年度）

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 定期総会分の残金処理は、決算関連書類が会計監査を経て理事会にて承認を受けた後に、次年度の会計予算に組み入れることができる。

第13条（特別会計）

本会に、甲府西高同窓会特別会計を設け、別途定める特別会計細則に従って運営する。

第14条（届出事項）

- 1 会員は、その住所・氏名に変更があったとき、その他一身上の異動があったときは、直ちに事務局に通知するか、もしくは同窓会ホームページの会員名簿変更サイトより変更手続きをすることとする。
- 2 会員が死亡したときは、回生理事もしくは関係者がその情報を事務局に連絡する。
- 3 会員が退会をしようとするときは、書面をもって会長に申し出ることとする（回生理事が確認後、理事会報告を経て、事務局が手続きする）
- 4 会員が本会の後援を必要とする場合は、別紙に必要事項を記載の上、会長に届出、理事会の承認を得る。

第15条（その他）

総会・理事会・常任理事会・三役会についての必要な事項は、別に定める細則に従って運営する。また、会員及び客員の慶弔、その他の件については、別に決めた内規により行う。

付 則 この会則は、平成11年4月29日から施行する。

改訂 平成16年5月 2日

平成28年5月15日

平成29年5月14日

令和 6年5月12日